

【資料紹介】

「東照宮天下御一統支干御相当御祝儀」について

岩橋清美*

目次

はじめに

1 「東照宮天下御一統支干御相当御祝儀」
の創始

2 安政2年の「東照宮天下御一統支干御
相当御祝儀」について

おわりに－「東照宮天下御一統支干御相当
御祝儀」の歴史的意義－

資料

はじめに

本稿は安政2年(1855)5月11日に江戸城内で行われた「東照宮天下御一統支干御相当御祝儀」について紹介するものである。「東照宮天下御一統支干御相当御祝儀」とは、大坂夏の陣において豊臣氏が滅亡した慶長20年(1615)と同一の支干にあたる乙卯の年に行われた儀礼のことである。江戸時代において、乙卯にあたる年は延宝3年(1675)・享保20年(1735)・寛政7年(1795)・安政2年(1855)の4回を数える。しかし、この儀礼は延宝3年(1675)には行われておらず、八代将軍徳川吉宗によって創始されたものであった。「東照宮天下御一統支干御相当御祝儀」については、これまでその詳細が明らかではなかったが、東京都江戸東京博物館所蔵丹後田辺牧野家幕府役職詰席等関係資料の中に安政2年(1855)の儀礼に関する資料がまとまって残されていたので、これらの資料を通して儀礼の内容を紹介していきたい。¹⁾

近年の近世武家儀礼研究については、二木謙一氏・大友一雄氏の成果がある。二木氏は正月参賀儀礼・八朔儀礼を取り上げ、儀礼内容を明らかにするとともに室町期との関連性も論じている。氏は、その中で正月参賀儀礼・八朔儀礼は元和期から寛永期にかけての諸制度の拡充とともに整備され、江戸幕府型の儀礼として定着すると同時に前代の儀礼を引き継ぐことによつて幕府の正統性も確認されるに至ったことを実証した。²⁾

*当館専門研究員

大友氏は秋田藩を事例に藩主と将軍との「はじめての御目見」に着目し、人生儀礼・歳事儀礼が近世身分制社会に果たした役割を考える必要性を論じている。³⁾

近年の儀礼研究は、献上儀礼とそれともなう由緒に着目して進められ、諸役免除闘争の事例に代表されるように、領主と民衆との関係性の解明に主眼が置かれてきた。⁴⁾ さらに記録史料学の影響から儀礼と記録との関係についても論じられるようになってきている。⁵⁾ 渡辺浩氏の指摘に示されるように儀礼とは将軍と公儀を中心とする当時の政治体制の重要な一側面を担っており、その重要性こそが逆に将軍権威を窮地に追い込み、その崩壊を決定づけもしたのであった。⁶⁾ こうした渡辺氏の指摘を踏まえるならば、近世社会における儀礼の意義をトータルに評価していくことが今後の課題であり、その前提として個々の儀礼の構造分析が不可欠である。本稿では、これまで、その存在があまり知られていなかった「東照宮天下御一統支干御相当御祝儀」を紹介し儀礼研究の一助としたい。

ここで丹後国田辺藩主牧野家とその文書群の特色について説明しておくことにする。牧野家は越後長岡牧野氏の一族で、天正18年（1590）讃岐守康成の時に武蔵国岩戸に5000石を得た。正保元年（1644）、信成の時に下総国関宿に17000石を与えられ立藩した。明暦2年（1656）摂津・河内両国に32600石、寛文8年（1668）に丹後国田辺35000石に転じ、明治を迎えた。⁷⁾ 当館が所蔵する牧野家文書は天保期を中心に幕末期に集中している。また、同家が奏者番を勤めていたことから幕府の儀式に関する史料の多いことが文書群の特色になっている。本稿で紹介する資料は誠成が藩主であった時期のものである。安政2年（1855）、藩主誠成は雁之間御詰衆であり、ここで取り上げる資料には同席の稲葉正邦（山城国淀藩主）・黒田直静（上総国久留里藩主）から借用して写し取ったものも含まれている。

1 「東照宮天下御一統支干御相当御祝儀」の創始

ここでは、「東照宮天下御一統支干御相当御祝儀」の創始について述べることにする。先述のようにこの儀礼は徳川吉宗によって創められた。儀礼の執行は享保20年（1735）5月10日、老中酒井忠音から申し渡された。儀礼当日である5月11日の状況は次のようであった。

[史料1]⁸⁾

一今日御祝之御能被 仰付候ニ付 公 大納言家大広間江 出御、日光准后・紀伊中納言殿・同中将殿・松平加賀守・御家門・溜詰御譜代大名・雁之間詰・同嫡子・菊之間縁頼詰・同嫡子・御奏者番・同嫡子・御留守居・諸番頭・諸物頭・布衣以上之御役人・西丸共ニ登 城 御目見 上意有之、御能初ル
御能初之義若年寄合図ニ而御能始之
御能組
弓八幡 八左衛門 九郎兵衛 惣次郎

新二郎 五郎三郎 清左衛門

あそ⁹⁾ふ 弥右衛門

田村¹⁰⁾ 宝生大夫 市郎兵衛 久八郎

茂十郎 清五郎

唐すも¹¹⁾ふ 仁右衛門

湯谷¹²⁾ 観世大夫 三郎右衛門 市右衛門

久右衛門 新九郎

舟弁¹³⁾慶 七太夫 彦三郎 文七郎

源七郎 六蔵 安兵衛

融¹⁴⁾ 十太夫 三太郎 権八郎

新之丞 清三郎 小八郎

附祝言

右三番過御中入日光准后白書院、紀伊黄門・紀伊羽林・松平加賀守竹之間、御家門・溜詰御譜代大名菊之間、雁之間詰同・御奏者番嫡子・菊之間縁頼詰・同嫡子・奏者番^(ママ)・同嫡子紅葉之間、御留守居・諸番頭・諸物頭・布衣以上之御役人・西丸共ニ柳之間御饗応御料理被下之

[史料1]は「柳営日次記」の享保20年(1735)5月11日の記述である。当日の出席者は日光准后・紀州藩主徳川宗眞・その世子徳川宗将・加賀国金沢藩主前田吉徳・家門大名・溜詰譜代大名・雁之間詰大名とその世子・菊之間縁頼詰大名とその世子・奏者番とその世子・留守居・諸番頭・諸物頭・布衣以上の役人であった。出席者は登城の後、まず御目見を行い、その後、将軍の上意によって御能が始められた。御能組は弓八幡・麻生・田村・唐相撲・湯谷・舟弁慶・融となっていた。このうち「弓八幡」は後宇多院の廷臣が男山八幡の初卯の祭りに出向いた際に、帝への献上物として弓袋を預かる話で、「弓袋」に天下を治めるという意味が込められていることから泰平の世を寿ぐ内容である。「田村」も勝ち戦の話で、目度い能として認識されている。当日の能組は徳川の平和と武威を象徴するものとして構成されていたと言える。

また、当日は御能見物だけではなく、出席者に対して饗応が行われた。饗応場所は、日光准后が白書院、徳川宗眞・徳川宗将・前田吉徳は竹之間、御家門・溜詰譜代大名は菊之間、雁之間詰譜代大名・奏者番とその世子・菊之間縁頼詰衆とその世子は紅葉之間、御留守居・諸番頭・諸物頭・布衣以上の役人は柳之間¹⁵⁾であった。日光准后が江戸城内の公式行事の場である白書院で饗応を受けたのは日光東照宮を護持する者であったことによる。その他の出席者もそれぞれ家格に準じ竹之間・菊之間・紅葉之間・柳之間に通された。江戸城内の位置関係からみれば、柳之間がもっとも大広間に近く、通常外様大名・小大名の殿席にあたる。柳之間より奥は全て譜代大名・旗本の殿席であって、菊之間は通常、大旗本・小譜代大名の殿席となっている。将軍の居所である御座之間との関係で見れば、竹之間・菊之間・紅葉之間は比較的近い場所に位

置している。

この点から考えると、もっとも将軍との関係が親密な者とは紀州藩主徳川宗真とその世子徳川宗将・金沢藩主前田吉徳であり、逆に日光准後は江戸城内においては最高の格式を有する場所で饗応を受けながらも、将軍との関係は疎遠であると言える。前田吉徳が紀州藩主と同席しているのは、同家が外様大名でありながら元禄期以降、五節句には御三家並みに白書院で将軍に拜謁できる家柄であったからである。

また、当日は日光准后・徳川宗真・徳川宗将・前田吉徳等から将軍に対して献上物があり、将軍からも返礼が遣わされた。

なお、同日、紀州においても「東照宮天下御一統支干御相当御祝儀」を祝い、和歌山御宮への代拝が行われた。¹⁷⁾

翌12日は出席者から昨日の御能見物と御料理の御礼があり、能役者の褒賞が行われた。

以上が享保20年（1735）の儀礼の概要である。儀礼の過程を見る限りでは、これは徳川家の「家」としての儀礼であり、吉宗の出身である紀州徳川家を中心として御三家・家門大名と譜代大名・大旗本から構成されていた。

2 安政2年の「東照宮天下御一統支干御相当御祝儀」について

安政2年（1855）5月11日の「東照宮天下御一統支干御相当御祝儀」は老中阿部正弘を中心に進められた。前年には日米和親条約の締結、条約締結を不満とする前水戸藩主徳川斉昭の幕政参与辞任等があり、内政・外政ともに危機的状況下においての儀式の執行であった。

5月10日、老中松平乗全から書付が出され、翌11日に「出仕之面々」は五ツ時までには半袴で登城することが命じられた。さらに同日、「東照宮天下御一統支干御相当御祝儀」として御能が行われる旨の「御目付触」が出された。¹⁸⁾

当日の出席者は日光門跡、水戸藩主徳川慶篤、金沢藩主前田齊泰、御三家庶流、溜詰譜代大名、溜詰格譜代大名、雁之間詰大名、奏者番、菊之間縁頼詰衆とその世子、高家、留守居、諸番頭、諸物頭、布衣以上の役人、法印・法眼の医師、上野寛永寺の僧正・院家・出家衆であった。享保20年（1735）の儀礼と大きく異なる点は御三卿・上野寛永寺が出席者に加えられている点である。

当日は辰中刻に白書院にて将軍徳川家定と日光門跡との対顔があり、それが済むと、大広間にて徳川慶篤と将軍との対顔、前田齊泰・松平慶永（福井藩主）・松平忠矩（忍藩主世子）の御目見と続き、最後に出席者一同の御目見が行われた。その後、若年寄遠藤胤統の差配により御能が始められた。当日の御能組は享保20年（1735）と同様であった。

御能三番が終了したところで御中入として出席者に料理が振る舞われている。座席は日光門跡が黒書院、徳川慶篤・前田齊泰が竹之間となっており、この三名の座席は「御饗応席」と称

されている。饗応席については享保20年（1735）の時と比較すると日光門跡の座席が白書院から黒書院に移っていることに気付く。白書院の方が公式な行事に用いられるのに対し、黒書院は日常的な行事に使用される場であった。また竹之間での饗応も享保20年（1735）は紀州徳川家・前田家であったが、安政2年（1855）の儀礼においては水戸徳川家・前田家になっている。

御料理席の座席は、帝鑑之間が伊予国西條藩主松平頼學・美濃国高須藩主松平義比・陸奥国守山藩主松平頼誠・その世子松平頼升・常陸国府中藩主松平頼繩・武蔵国川越藩主松平直候、雁之間が溜詰大名・若狭国小浜藩主酒井忠義・武蔵国忍藩主世子松平忠矩、雁之間屏風仕切が越前国福井藩主松平慶永・美作国津山藩主松平慶倫・播磨国明石藩主松平慶憲と定められていた。帝鑑之間は通常従五位・従四位の者の殿席であるが、ここでは家門大名の御料理席になっている。雁之間も帝鑑之間と同様従五位の大名の殿席であるが、ここでは溜詰大名および溜詰格大名の御料理席として使用された。雁之間屏風仕切の三名はいずれも家門大名であるが、帝鑑間の者達と区別されている点は將軍家との親疎関係を反映していると推測される。

このほか、御料理席は紅葉之間が僧正・院家・執当、菊之間が譜代大名、本丸・西丸の布衣以上の役人、法印・法眼の医師、檜之間が坊官・家司等となっていた。御饗応席と御料理席は概ね家格に準じた配置になっていると言える。

御饗応席・御料理席では高家・寺社奉行・奏者番・目付・雁之間詰衆・小姓組番頭・書院組番頭が座席奉行を勤めた。黒書院の座席奉行は高家肝煎由良貞靖・同宮原義直、寺社奉行安藤信睦、雁之間御詰衆黒田直静、書院番頭津田正人・同溝口直清、小姓組番頭水野忠勤であった。柳之間は雁之間御詰衆稲葉正邦、奏者番西尾忠篤、書院番頭花房正理・同一柳直方、小姓組番頭¹⁹⁾土屋邦直、目付鶴殿長鋭が座席奉行を勤めた。

また、当日は日光門跡・紀州藩主徳川慶福・前水戸藩主徳川斉昭・水戸藩主徳川慶篤から使者を通して二種一荷が御祝儀として將軍に贈られた。

翌12日には、出席者の登城があり、御能見物と御料理下賜の御礼が行われた。能役者の褒賞もこの日に行われたが、褒賞内容は享保20年（1735）と同様であった。

以上が安政5年（1855）の儀礼の過程である。享保20年（1735）時の儀礼と併せて考えると、「東照宮天下御一統支干御相当御祝儀」とは基本的に徳川家の「家」としての行事であり、儀礼の中心は將軍家と御三家・御三卿であったと言える。そしてこの儀礼に饗応者として、東照宮を護持する日光門跡と外様大名筆頭として前田家が存在するのである。家門大名・譜代大名は徳川家を支える存在としてこの儀礼に出席し、御能見物が許可され料理の下賜がされた。寺社奉行・高家・目付・雁之間御詰衆・書院番頭・小姓組番頭は老中・若年寄と共に当日儀礼を取り仕切る者として位置付けられるのである。なお、儀礼には嫡子も出席が許されており、この点は徳川家を支える家集団の集団としての永続性をも意味するものと考えられる。「東照宮天下御一統支干御相当御祝儀」とは徳川の「家」集団の結束を先祖の称揚と子孫の繁栄によって象徴する儀礼であったのである。

おわりに－「東照宮天下御一統支干御相当御祝儀」の歴史的意義－

以上、雑駁ではあるが、儀礼の内容を紹介してきた。最後にこの儀礼の意義を考え、まとめとしたい。「東照宮天下御一統支干御相当御祝儀」とは、享保20年(1735)5月11日に八代将軍徳川吉宗によって創始されたもので、その後60年に一度行われる儀式として定着した。儀礼の内容は将軍と出席者との御能見物と共同飲食であった。

では、なぜ吉宗は享保20年(1735)に儀礼を創始したのであろうか。研究史において指摘されているように、享保期とはそれまでの様々な儀礼が改正された時期であった。具体的には享保7年(1722)3月、幕府が歴代将軍の年忌法事をはじめ贈答儀礼行為に関して縮小・廃止を決めたことがそれにあたる。²⁰⁾つまり、それまで権力の国土領有の象徴として存在した献上儀礼を整理し、新たに儀礼関係を構築したのであるが、その一環として「東照宮天下御一統支干御相当御祝儀」も位置付けられるのである。

儀礼は、その出席者の構成が示すように徳川家としての儀式であり、徳川家集団とそれを支える家門大名・譜代大名が、将軍との能見物と共同飲食によって「徳川の平和」を体現するものであった。大坂の陣とは、豊臣氏の滅亡により徳川氏の実質的な天下統一を実現した事件として近世後期には、その意義は大きなものになっていた。大坂の陣は『東照宮御実紀』や『朝野旧聞哀藁』といった江戸幕府の主要な歴史書で必ず取り上げられている事象である。とくに『朝野旧聞哀藁』では、凡例に「関ヶ原・大坂の両戦は書記ことに浩博なれば一日の記事数十卷ニ及ふより此二戦は本編別録と分ち本編は大要を挙げ別録は細事を載す」と記されているが、これは関連史料が多いだけでなく、徳川家にとって関ヶ原の合戦と大坂の陣が特別な合戦であったことを意味している。

『寛政重修諸家譜』・『譜牒余録』においても大坂の陣における戦功を記した部分が多く見られる。譜代大名・旗本にとって大坂の陣が自家の由緒と徳川家とを結びつける重要な意義を有していたのである。東照宮の由緒とは享保期の儀礼改正の中で意識されるようになり、寛政期以降の書物編纂の過程で自明のものとなっていた。²¹⁾こうした動向は、この儀礼が60年に一度行われるものとして恒例化されていったことにも示される。

最後に民衆との関係について述べておきたい。安政5年(1855)の「東照宮天下御一統支干御相当御祝儀」は『藤岡屋日記』にも記されている。²²⁾この儀礼が江戸市中における関心事であったことが推測される。『藤岡屋日記』の内容は「柳營日次記」とほぼ同様の内容である。儀礼そのものは徳川家を中心とし江戸城内という非常に閉鎖的な空間で行われ、江戸庶民までも含み込んだ儀礼ではなかった。しかし、情報社会の発達、閉鎖的な殿中儀礼でさえ庶民の前にその姿を現わさざるを得ず、そのことは「観察者」も含めた儀礼の社会構造に変化が生じていたことを暗示している。この点については今後の課題としたい。

【註】

- 1) 辻達也氏によって吉宗が譜代を尊重しつつ、自己の権威を高めてゆくため、開祖家康に対する尊崇の念を表示したことが明らかにされている。その中で享保7年(1722)は家康生誕と同様の支干であることから祝宴を行い、享保13年(1728)には65年ぶりに日光社参を復活させ、享保20年(1735)には「東照宮天下御一統支干御相当御祝儀」を行ったことが指摘されている(辻達也編『日本の近世10 近代への胎動』中央公論社、1993年、130頁)。
- 2) 二木謙一「江戸幕府正月参賀儀礼の成立」(林陸郎先生還暦記念会編『近世国家の支配構造』雄山閣、1986年)、同「江戸幕府八朔参賀儀礼の成立」(『日本歴史』第462号、1986年)。
- 3) 大友一雄「近世武家社会の年中儀礼と人生儀礼」(『日本歴史』第630号、2000年)。
- 4) 大友一雄「献上役負担と運動の論理—遠州豊田郡只来・山東村の勝栗献上を事例に—」(『国史学』第132号、1987年)、井上攻「増上寺領村々の由緒と諸役免除闘争」(『日本史研究』324、1989年)など。
- 5) 大友一雄「近世社会における文書管理と文書認識—美濃国加茂郡蜂屋村を事例に—」(『史料館研究紀要』第23号、1992年)。
- 6) 渡辺浩『東アジアの王権と思想』(東京大学出版会、1997年)。
- 7) 『寛政重修諸家譜』第6巻(続群書類従完成会、1991年)282~294頁。
- 8) 「柳営日次記」(国立公文書館内閣文庫蔵)享保20年5月11日条。
- 9) 狂言。都での訴訟を済ませた麻生某が国元に帰る際に、従者の藤六に支度を命じるところから始まる。藤六が主人の髪結に苦心する場が見せ場の「果報物」である。
- 10) 旅僧が京都清水寺で花守の童子から寺の来歴を聞くという話。童子の話によれば、その寺は、ある僧が観音の御告げにより坂上田村磨呂を頼み建立したものであった。その夜、田村堂に籠もる僧の前に田村磨呂の霊が現れ勅命にて鈴鹿山の鬼神を討伐した話をする。全体としては修羅物の内容となっているが、勝戦(勝修羅場)のめでたい能とされる。
- 11) 狂言。中国に滞在していた日本の相撲取りが帰国にあたって皇帝の前で相撲を取り、皇帝までも倒そうとする話。
- 12) 熊野とも言う。湯谷は喜多流の名称。『平家物語』巻一の宗盛の話をもとにしたもの。熊野が病気の母を見舞うために暇乞いをする内容で熊野の母を想って詠んだ短歌に感銘をうけた宗盛が帰国を許可するという話。
- 13) 摂津の大物浦の船宿で源義経の前途を祈って静御前が舞を舞うという内容。
- 14) 『古今和歌集』・『今昔物語』に見える融大臣の説話を題材としたもの。内容は潮汐の老人による左大臣源融の回顧談。
- 15) 註8)に同じ。
- 16) 大名の江戸城中の殿席と将軍との関係については渡辺前掲書を参照。
- 17) 堀内信編『南紀徳川史』第2冊(名著出版、1970年)45~46頁。
- 18) 「柳営日次記」(国立公文書館内閣文庫蔵)安政2年5月11日条。以下、この儀礼の過程の記述については、「柳営日次記」を用いている。
- 19) 丹後田辺牧野家幕府役職詰席等関係資料(東京都江戸東京博物館蔵)資料番号91220851・91220852。
- 20) 大友一雄『日本近世国家の権威と儀礼』(吉川弘文館、1999年)。
- 21) 山本英二「由緒 その近世的展開」(『日本歴史』第630号、2000年)。
- 22) 『藤岡屋日記』第6巻(三一書房、1989年)。507~508頁。なお、この儀礼については、辻達也編著『新橋一橋徳川家記』(続群書類従完成会、1983年、462頁)にも記述がある。このほか、旗本稻生家文書「日記」(埼玉県立文書館蔵)、津山藩文書「乙卯」(津山郷土館蔵愛山文庫蔵)といった旗本・大名家文書中の日記類に関係事項が散見できる。

資料

【資料1】資料番号91220850

横半帳 一ツ綴 縦13.5センチメートル 横19.3センチメートル

(包紙)

「安政二乙卯年五月

今年者

東照宮 天下御壺統支干御相当打続

御太平御祝被遊御能被仰付候ニ付見物

被仰付候一件留都合四冊

牧野豊前守 』

(表紙)

「安政二乙卯年五月十日

東照宮天下御一統支干御相当

御祝儀御能有之候ニ付見物被

仰渡候節之留

田邊牧野 』

安政二乙卯年

五月十日詰日 稲葉長門守¹⁾
井上河内守²⁾

一今日雁之間詰・同嫡子・御奏者番・同嫡子・菊之間縁類詰・榊原越中守³⁾・松平與次郎⁴⁾・榊原式部⁵⁾・菅沼新八郎四時登 城候様助御用番松平和泉守殿御達之由ニ而御書付写壺通大目付柳生播州⁸⁾方被達候段、昨日之詰日内藤駿河守⁹⁾・松平備中守¹⁰⁾方廻状ニ而申来

一右ニ付五半時過^{染帷子}着^袴用登 城

一老衆登 城ニ而何^レ茂席江罷出候処、暫過御目付松平久之丞¹¹⁾被参席江着座候様被申聞候ニ付、高家衆・御奏者番衆申合、図之通着座、老衆等々被仰渡相濟、雁之間江列座、助御用番和泉守殿被仰渡左之通

今年者 東照宮天下御一統之支干ニ当り、打続御太平被遊御祝、明十一日御能被仰付候条可有見物旨被 仰出之

右之通被仰渡高家衆筆頭武田大膳大夫¹²⁾・同席筆頭長門守一同ニ難有仕合之旨申上候与老衆被引候ニ付何^レ茂退座

一詰日之者計居残り候様大目付柳生播州被申聞候ニ付見合居候処、和泉守殿御渡候御書付写式通并覚書写壺通都合三通被相渡候、左之通

大目付江

明十一日御能見物被 仰付候、為御礼今日老中江相廻ニ不及候、御能見物御料理被下候

「東照宮天下御一統支干御相当御祝儀」について

為御礼来ル十三日登 城、尤老中・若年寄中江可相越候

右之趣出仕之面々江可被達候

五月十日

大目付江

明十一日出仕之面々半袴ニ罷出候様ニ可被達候、刻限者五半時揃ニ候事

五月十日

大目付江口上之覚

今日被 仰出之趣病氣ニ出仕無之面々江ハ同席中ハ可被申通事

一右ニ付明十一日年寄衆五時江三寸前附人ニ登 城之旨、是又播州被申聞候

一御座席奉行之衆御張紙江名前出候儀等都而同席江及通達候

一雁之間被仰渡之図

(図①)

【資料2】資料番号91220851

横半帳 一ツ綴 縦13.9センチメートル 横19.6センチメートル

(表紙)

「安政二乙卯年

東照宮天下御一統支干御相当付

御能被 仰付候節御黒書院

御座席奉行手留

黒田豊前守留借写

五月十一日 牧野豊前守 』

五月十一日

一昨日従詰日衆以廻状端書ニ被申越候御黒書院御座席奉行拙者名前相見江候趣ニ付、今日登

城之上同所掛り御目付遠山金四郎¹³⁾江唯今登 城之旨申聞候、御料理頂戴之儀も申断置候

一寺社奉行ニ安藤長門守¹⁴⁾殿同所御座席奉行ニ付、万事相願候旨申述候

一弓八幡相濟候節、稲葉長門・西尾隱岐¹⁵⁾・黒田豊前¹⁶⁾一所ニ柳之間江相廻り屏風仕切前ニ御料理
致頂戴候、図末ニ出ス

但御礼等無之

一御能三番相濟、御中入松溜江相廻り候様金四郎致差引、図之所江着座罷在候、無程長門殿も被
参並居被申候

一日光御門跡、高家由良播磨守¹⁷⁾殿御先立ニ御黒書院江御通之節、御時宜致候与播磨守殿御馳走
人江御取合、御跡ハ宮原摂津守¹⁸⁾・寺社奉行松平豊前守¹⁹⁾・太田摂津守²⁰⁾被相越執当兩人も相越申候、

夫²¹⁾長門殿・豊前一所ニ外御縁通り西湖之間御縁頰江相越並居申候、若年寄衆本多越中守殿無程鳥居丹波守²²⁾・酒井右京亮殿被相越、老衆御越御挨拶退座、若年寄衆不残被出復座、鳥居丹波守殿御膳差出可申哉、丹波守殿江金四郎掛合御膳差出之、御膳出揃申候与又候老衆御越、長門殿出迎被伺候而高家衆江会积、高家衆御門跡江被申上、御挨拶ニ御出、夫²³⁾御鉢御湯両三度出申候、夫²⁴⁾奈良台・押之台出、又老衆被出候次第最初之通り御長柄御加入り、御膳部引候而御茶出候与最初之通り長門殿一所ニ松溜り江相廻並居申候、播磨守殿御先立ニ而御門跡御退、最初之通致御時宜御跡²⁵⁾方致退引候

一四番目始り候前ニ休息

一四番目始り候頃同席衆一統見物之席江相廻り申候

御黒書院御座席奉行名前

高家肝煎	由良播磨守
同	宮原撰津守
寺社奉行	安藤長門守
雁之間	黒田豊前守
	津田美濃守 ²⁴⁾
	水野山城守 ²⁵⁾
御酌	溝口讃岐守 ²⁶⁾
御加	松平美作守 ²⁷⁾
掛り御目付	遠山金四郎

於柳之間御料理頂戴之図

(図②)

御黒書院之図

(図③)

【資料3】資料番号91220852

横半帳 一ツ綴 縦13.6センチメートル 横19.1センチメートル

(表紙)

「安政二²⁸⁾卯年

東照宮天下御一統之支干

就御祝御能之節竹之間

御座席奉行之手留

稲葉長門守留

借写田辺牧野 』

五月十一日

一東照宮天下御一統之支干御相当に付御能有之、六半時出宅致登 城候処、御目付根岸九郎兵衛²⁸⁾被參逢被申度趣ニ付致対座候処、今日竹之間御座席奉行松平市正²⁹⁾不快付、代り西尾隱岐守可相勤旨伊賀守³⁰⁾殿御達之趣御書付被為見候に付、御達之趣畏り候段及挨拶、右付御料理早メ頂戴之儀、竹之間掛り御目付鶴殿民部少輔³¹⁾江申断置候事

一弓八幡御中入前御座席奉行之御奏者番衆同席与一統柳之間江相越、御屏風仕切外於図之処御料理致頂戴候

但頂戴後御礼等無之

一御能三番目相济候与御座席奉行之衆申合、何茂大広間・四之間北御縁辺ニ見合居、西尾隱岐殿打合被具候ニ付、同道ニ雁之間江相越シ図之処江着座、番頭老人御給仕之中奥衆³²⁾被參芙蓉之間ニ被並居、夫より隱岐殿・御三家方江為御案内被相越候段被申越候付、図之処江罷出御出迎之事

一御三家方之内水戸中納言³²⁾殿并松平加賀守³³⁾殿、御奏者番衆御先立ニ竹之間江御通之節、御会积有之、其節御時宜仕御通り相济候跡ニ付、図之処江着座、夫より若年寄衆被相越、図之処江着座有之、御料理出候

一御料理出揃候上老衆御越、御挨拶有之

但此節御奏者番衆取扱者有之候得共、当席ニ而者無構着座之事

一御鉢一篇相济、御座席奉行隱岐殿自分図之通り罷出寛々被召上候様御挨拶申上、又元之座江罷在、夫より御銚子一篇相济又兩人御挨拶ニ罷出御酒被召上候様申上、退キ元之席ニ罷在但右申上之義、是迄区々付以来筆頭之者より申上候様談合取極候、依之今日者自分御挨拶申上候

一御島台・押之台等出老衆御使に被相越

但此節御奏者番ニ而之取扱者有之候得共、当席ニ而者無構着座之事

一右相济、御饗応追々相济、御膳部不残引之、若年寄衆退引

一如初御奏者番衆御出迎被申、此節又々最初之通り図之処江罷出着座、御奏者番衆御先立ニ御退引、其節御時宜仕御挨拶有之退去

但先揃御跡ニ付桜之間江罷越候哉ニ候得共、近来者右様之儀無之事

一四番目御能以前ニ候ハ、休息可致処、今日者始居候付直ニ見物之席江相廻り申候

竹之間御座席奉行名前

稻葉長門守

松平市正代り

西尾隱岐守

花房志摩守³⁴⁾

御酌

一柳播磨守³⁵⁾

御加 土屋佐渡守³⁶⁾
掛り御目付
鵜殿民部少輔

於柳之間御料理頂戴之図

(図④)

竹之間之写

(図⑤)

【資料4】資料番号91220854

横半帳 一ツ綴 縦14.0センチメートル 横20.3センチメートル

(表紙)

「 安政二乙卯年

五月十一日当年者

東照宮天下御一統支干御相当打続

太平之為御祝儀御能被 仰付見物

被 仰付候節席図

田邊 』

五月十一日詰日

戸田因幡守³⁷⁾
助御役
牧野豊前守

一昨日被仰出候通り染帷子・麻上下着用月次より小々早メ登 城

一老衆登 城ニ而何れも席江罷出候

尤竹之間御給仕之衆、稽古被致居候ニ付御縁頬腰障子之方江図之如ク着座、稽古相済被引候を見受例席江着座之事

一御目附遠山金四郎・松平久之丞被参寄セ被申聞候

一申上ニ而大広間・二之間図之処江着座

出御奉待候

一無礼 出御御襖開き一同御目見、老衆御取合有之、 上意有之、御襖閉一同見物席江着座見物之事

一脇能後シテ此より替り合休息之事

一大目附篠山³⁸⁾攝州被参、御料理頂戴可致旨被申聞候

一御譜代衆頂戴相済、見物席江被参候与御目附根岸九郎兵衛御料理頂戴之寄セ被申聞、夫より直柳之間江罷越御料理頂戴之、終而御座席奉行之番頭衆江御礼申上候事

「東照宮天下御一統支干御相当御祝儀」について

但御礼之節ハ筆頭より御料理頂戴仕難有旨申上候事、尤凶之通り着座頂戴之事、御礼之節
嫡子之衆ハ当席ニ引続き被出、御奏者衆ハ別段跡ニ而御礼被申上候

一三番目相済、御中入有之

但例御中入中席江罷出候之処、席々御料理頂戴ニ而混雜ニ付見合せ不罷出候

一五番目済際ニ相成、今朝之如ク着座、御襖開き 御門主 御対顔有之、老衆御取合せ被申
上御襖閉一同退散之事

竹之間御給仕稽古中着座之図

(図⑥)

大広間・二ノ間 御目見并ニ三ノ間見物席図

(図⑦)

柳之間御料理頂戴并ニ御座席奉行衆江御礼申上候図

(図⑧)

一黒田豊前守詰日当之処、御座席奉行被勤候ニ付牧野豊前守助心得相勤申候

【資料5】資料番号91120855

横半帳 一ツ綴 縦13.9センチメートル 横19.9センチメートル

(表紙)

「

牧野豊前守

安政二_十年五月十一日

東照宮天下御一統支干御相当御祝儀之

御能見物并御料理頂戴之節之手留 』

詰日

戸田因幡守

五月十一日

黒田前御座席奉行ニ付
助々心得

牧野豊前守

一東照宮天下御一統之支干ニ当り打続御太平被遊御祝、御能見物被 仰付候付、六ツ半時過染
帷子・麻上下着用登 城

一老衆登 城ニ而席江罷出候

御時計五時江三寸前之附合登 城

一御目付遠山金四郎・松平久之丞被参、大広間 御目見席江寄候様被申間候

一申上ニ而一統大広間・二ノ間江相廻り如凶前側式人ツ、着座

(図⑨)

一出御 公方様 御着座被為 在老衆御襖左右江開之、御取合 上意畢而御襖閉之

一如図見物席江前側三人宛

(図⑩)

一脇能濟頃、御目付根岸九郎兵衛被參、二番始り頃於柳之間御料理頂戴可致旨被申聞候

二番始り候頃

一根岸九郎兵衛被參、御料理頂戴可致旨被申聞、柳之間江相廻り同席御奏者番・同席之嫡子菊之間一同如図着座御膳出揃ニ而御給仕奉行挨拶有之候

一御料理頂戴濟御給仕奉行江御礼是又如图

(図⑪)

一御料理濟見物席江罷出候

一御中入有之

一四番始り地謡之出候頃ニ見物席江罷出

一同断濟寄りニ而

一御目見席江着座如最初 出御同断、日光御門主 御対顔相濟、老衆御襖閉之、御門主御引之節着座之儘ニ而差支ニ付直ニ一同引

一十三日ニ廻動有之候間、今日者席御礼等無之直ニ退出、七ツ時過

【資料6】資料番号91220853

横半帳 一ツ綴 縦13.8メートル 横19.6センチメートル

(表紙)

「 安政二卯年

東照宮天下御一統支干ニ付

御能見物御料理頂戴御

礼之節留

五月十三日 田邊牧野 』

五月十三日 詰日
松平備中守
土井大炊頭³⁹⁾

一四時出宅、御能見物・御料理被下候為御礼登 城^{染帷子}着^{上下}

一揃後席江罷出御目付松平久之丞被參座付候様被申聞候

一今日之申上振御奏者番当番堀石見⁴⁰⁾殿并高家衆武田大膳殿江問合候所、御能見物被 仰付御料理頂戴仕難有旨被申上候由

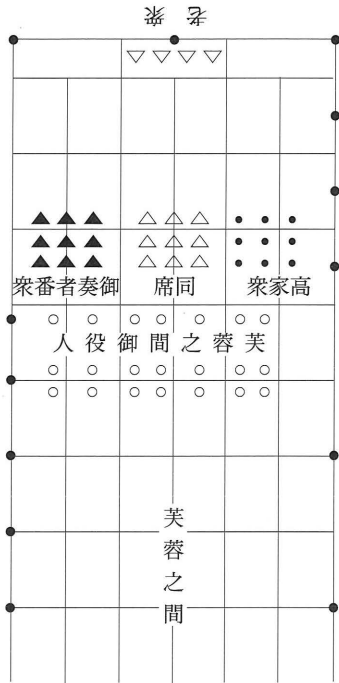
一廻りニ而高家衆同席何⁴⁰⁾例廿八日御礼無之通図之処江着座、年寄衆諸席相濟而山吹之間細廊下⁴⁰⁾図之所出座、大膳殿・大炊頭一統ニ御礼申上退引

(図⑫)

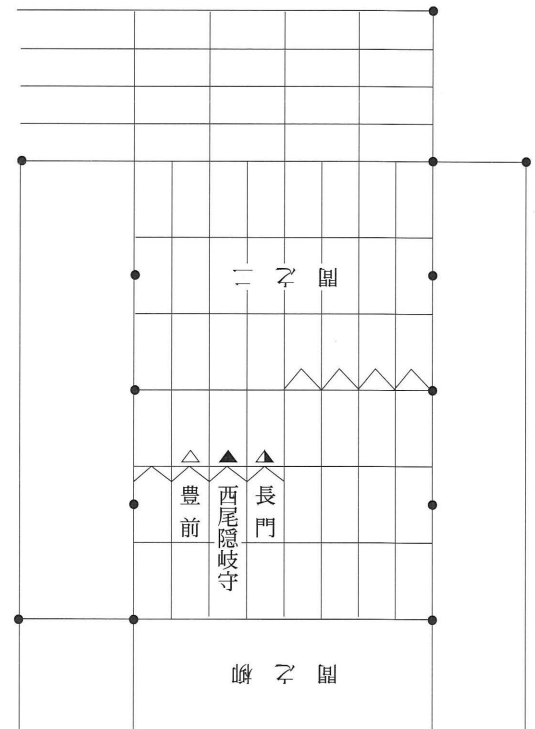
一今日能登守詰日之所不快、其上一昨十一日御能ニも不快ニ而不罷出、右ニ付而者今日同人者御礼
 登 城之廉無之、詰日之者 御機嫌伺茂今日御礼一統出仕ニ而者無御座、旁以登 城不致、備
 中守助之心得之事

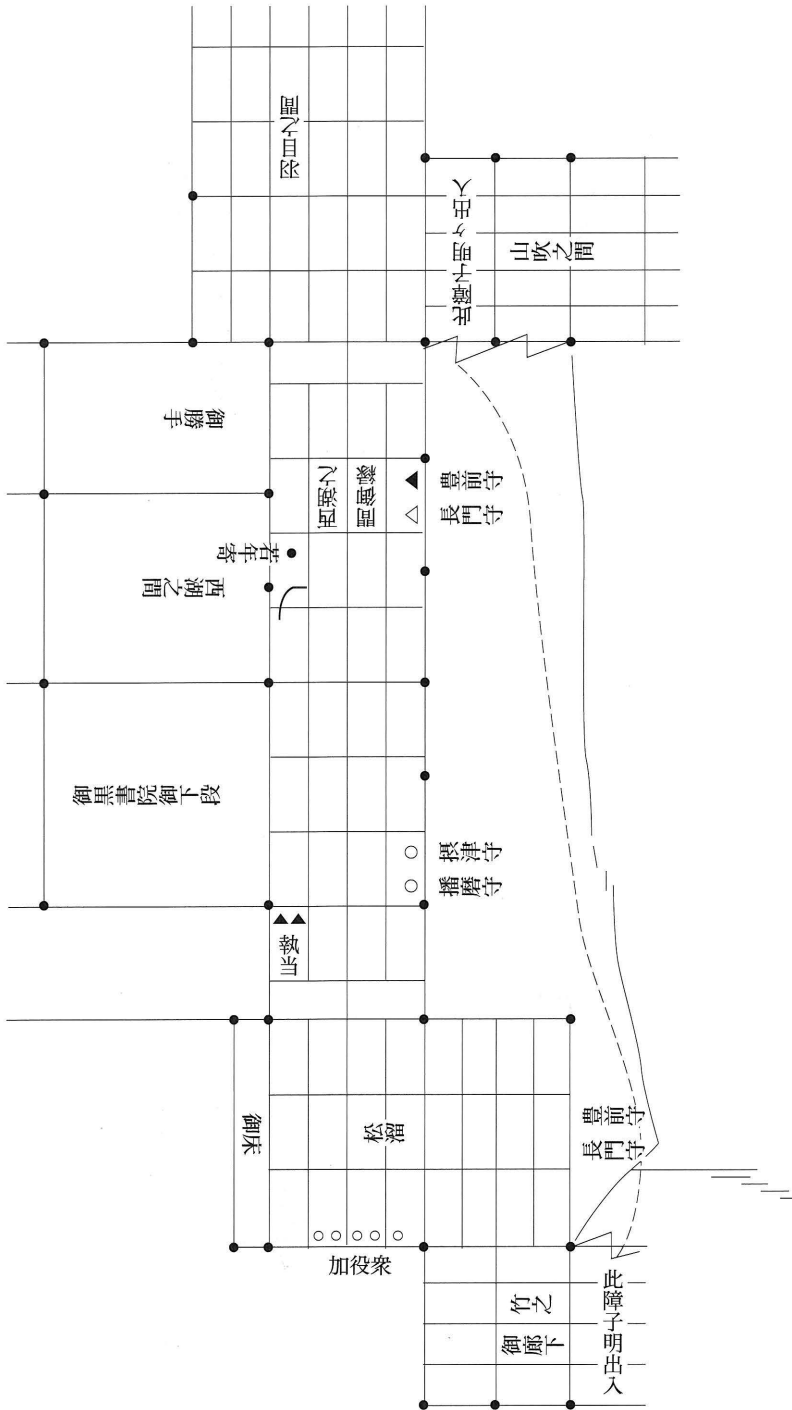
一退出より老若衆江為御礼廻勤いたし候

図①



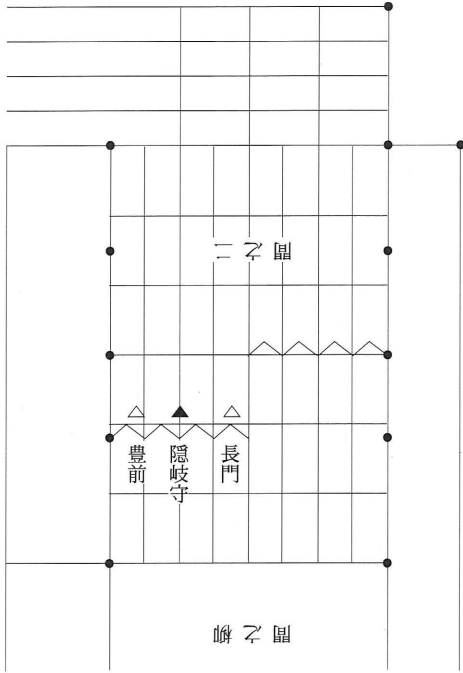
図②



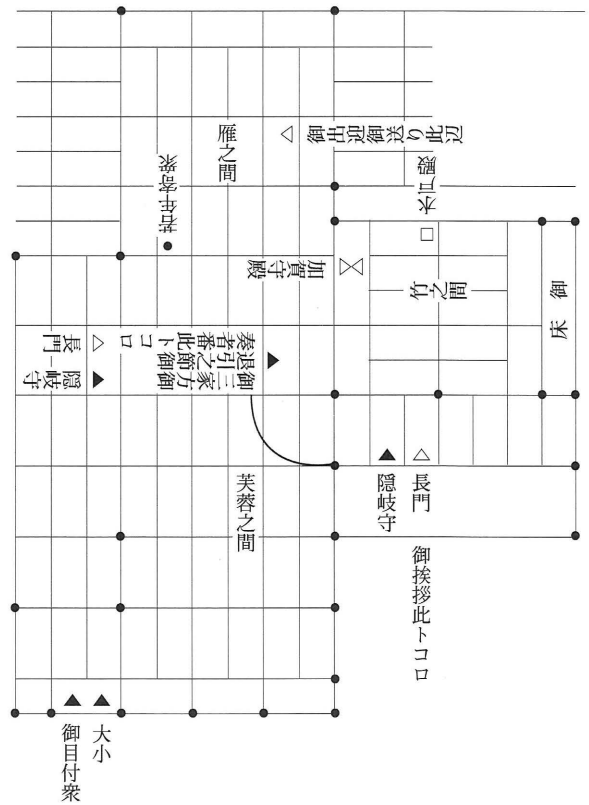


図③

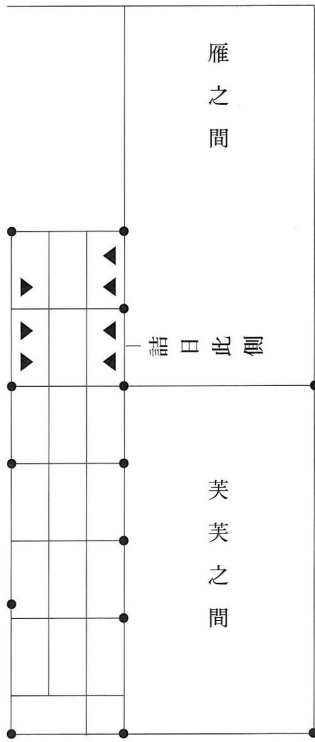
図④



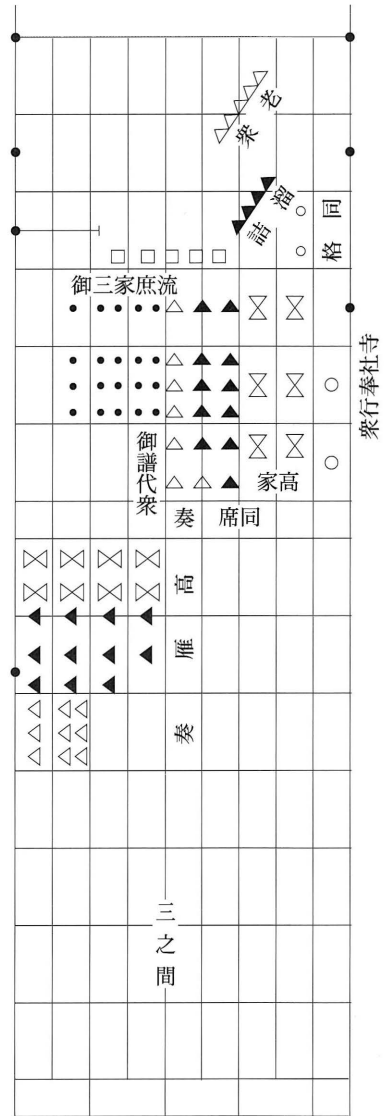
図⑤



図⑥

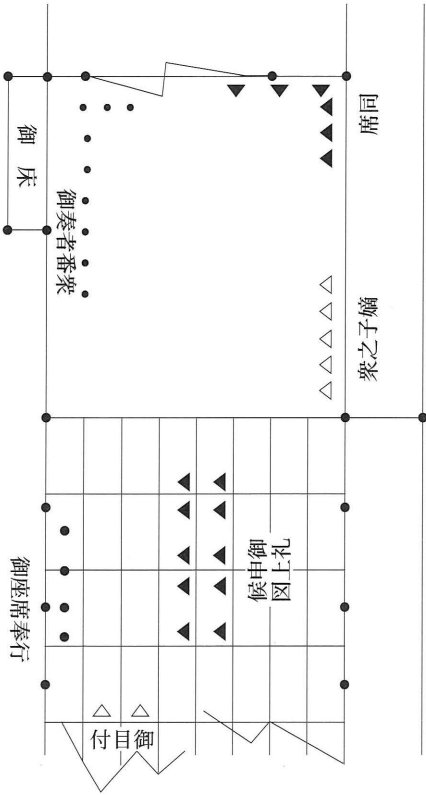


図⑦

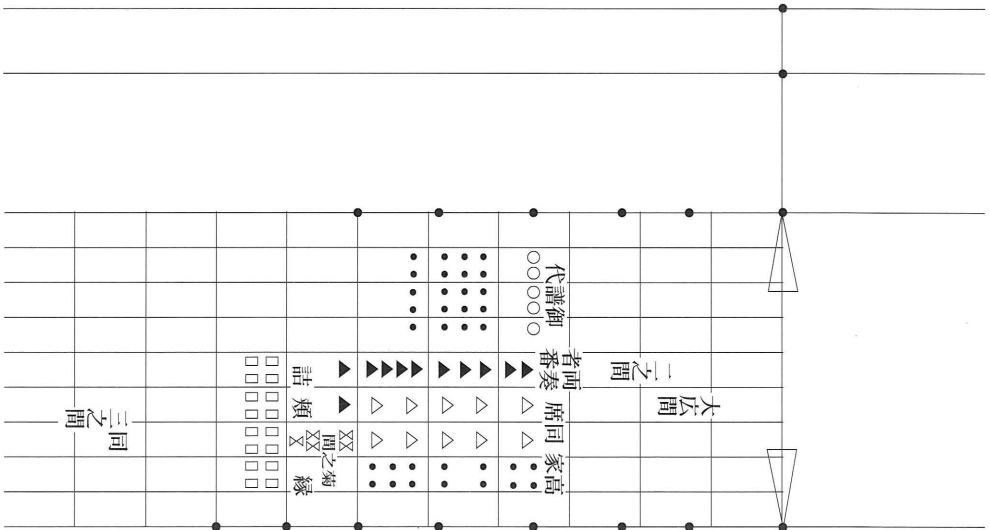


「東照宮天下御一統支干御相当御祝儀」について

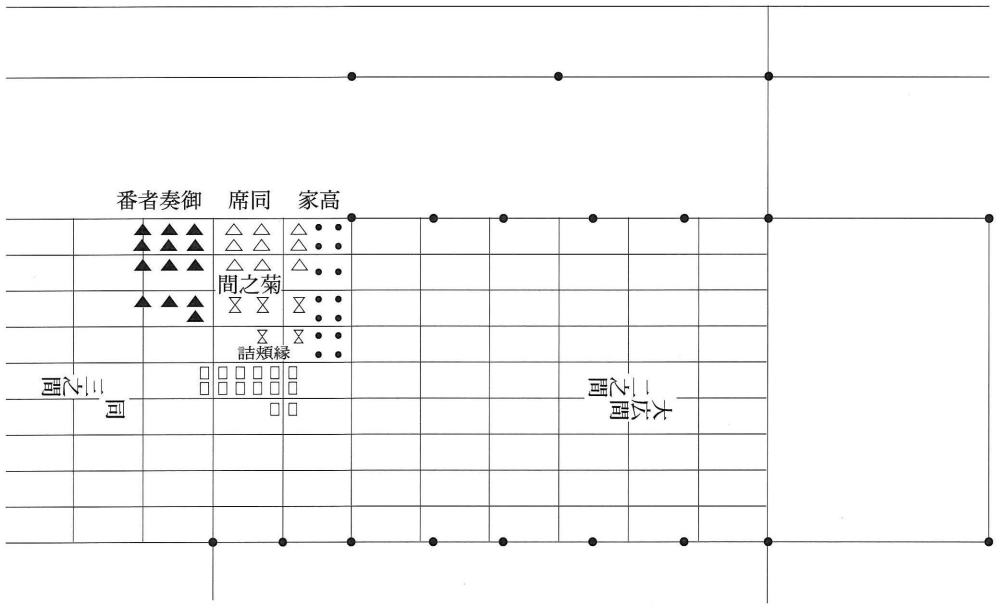
図⑧



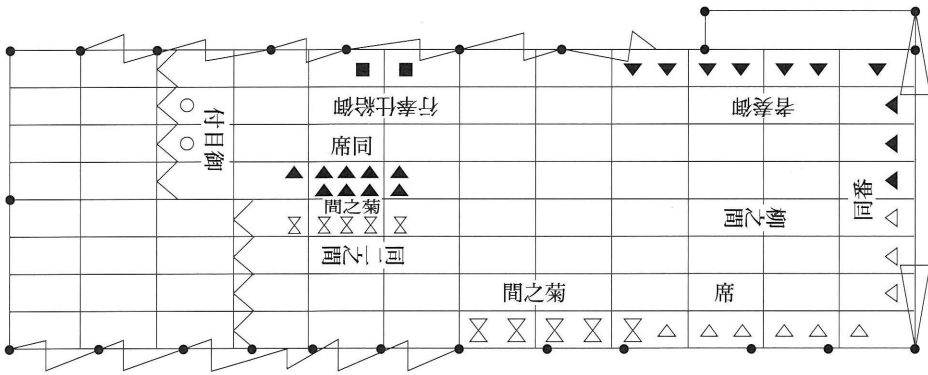
図⑨



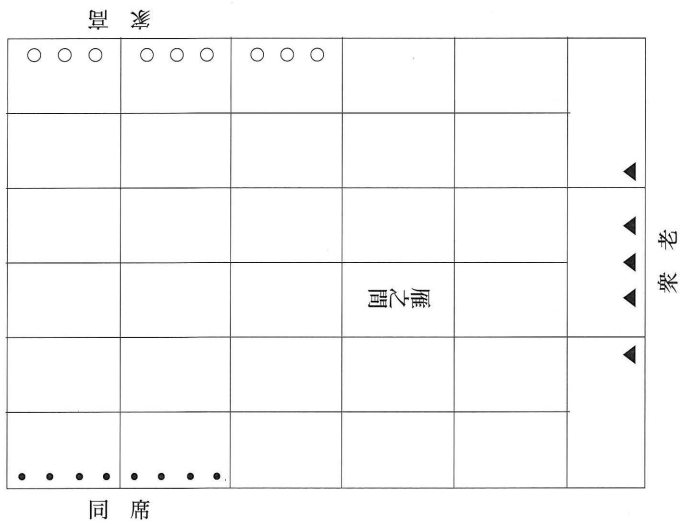
図⑩



図⑪



図⑫



【註】

- 1) 稲葉正邦、山城国淀藩主、雁之間御詰衆。
- 2) 井上正直、遠江国浜松藩主、雁之間御詰衆。
- 3) 榊原照砥、交代寄合表御礼衆。
- 4) 松平敬信、交代寄合表御礼衆。
- 5) 交代寄合表御礼衆榊原照砥嫡子照方と推測される。
- 6) 菅沼盈富、交代寄合表御礼衆。
- 7) 松平乗全、三河国西尾藩主、老中。
- 8) 柳生久包、大目付。
- 9) 内藤頼寧、信濃国高遠藩主、雁之間詰衆。
- 10) 大河内正和、上総国大多喜藩主、雁之間詰衆。
- 11) 松平康正、目付（勝手掛り、外国掛り）。
- 12) 武田信典、高家筆頭。
- 13) 遠山景纂、目付。
- 14) 安藤信睦、陸奥国磐城平藩、寺社奉行。
- 15) 西尾忠篤、遠江国横須賀藩主、奏者番。
- 16) 黒田直静、上総国久留里藩主、雁之間御詰衆。
- 17) 由良貞靖、高家。
- 18) 宮原義直、高家。
- 19) 松平信篤、丹波国亀山藩主。
- 20) 太田資功、遠江国掛川藩主。
- 21) 本多忠徳、陸奥国泉藩主、若年寄。
- 22) 鳥居忠挙、下野国壬生藩主、
- 23) 酒井忠毗、若狭国敦賀藩主、若年寄。
- 24) 津田正人、書院番頭。
- 25) 水野忠勳、小姓組番頭。
- 26) 溝口直清、書院番頭。
- 27) 松平信庸、小姓組番頭。
- 28) 根岸衛奮、西丸目付。
- 29) 松平親良、豊後国杵築藩主、奏者番。
- 30) 松平忠優、信濃国上田藩主、老中。
- 31) 鶴殿長鋭、目付（御勝手掛り、海防掛り）
- 32) 徳川慶篤、常陸国水戸藩主。
- 33) 前田齊泰、加賀国金沢藩主。
- 34) 花房正理、書院番頭。
- 35) 一柳直方、書院番頭。
- 36) 土屋邦直、小姓組番頭。
- 37) 戸田忠明、下野国宇都宮藩主、雁之間御詰衆。
- 38) 篠山景德、大目付。
- 39) 土井利則、下総国古河藩主、雁之間御詰衆。
- 40) 堀親義、信濃国飯田藩主、奏者番。

【付記】

- 1 翻刻にあたり、縦書の原資料を、すべて横書とした。そのため、原資料の様式はかなり損なわれたが、古文書の様式を残すべく、書出し・年月日などの位置に配慮した。

- 2 文中に適宜、読点（、）および並列点（・）を加えた。
- 3 校訂者の註はすべて（ ）内に入れた。
- 4 欠字は一字あけ、平出は二字あけとし、台頭は改行した。